

平成27年6月8日

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都千代田区神田小川町一丁目8番3号
(本社事務所)
東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社ネクストジェン
代表取締役社長 大西 新 二

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日(火曜日)午前10時
(開催日が前回定時株主総会の日(平成26年3月25日)に相当する日と離れていますのは、第14期より当社の事業年度の末日を12月31日から3月31日に変更したためであります。)
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第14期(平成26年1月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.nextgen.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年1月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな景気回復の傾向を持続しておりますが、アメリカ経済の回復基調により、中国や新興国を含む世界経済は全体に緩やかな回復傾向がみられるものの、欧州経済・政治情勢の不透明感の高まりにより依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻く環境といたしましては、通信サービス分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定に伴い通信サービス基盤の充実に向けた国を挙げての取り組み本格化や、携帯通信事業者の回線を利用して通信サービスを提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）が多く新規参入するといった市場の活発な変化が見られ、市場は堅調に推移いたしました。NTT東日本・NTT西日本が提供する光コラボレーションモデル等、大手通信事業者の光回線の卸売による拡販が一つの大きな転換期となり、レガシー（従来回線）からIP化への移行が加速されると予想されております。

また、サイバー攻撃等の不正アクセスによる情報漏洩問題や、個人情報や営業秘密の流出事件が発生する中で、これらに対抗するための情報セキュリティへの対策が大きな課題となっていることに加え、経済発展のため、安全にパーソナルデータの利活用を進めるための議論がなされるようになる等、情報通信を利用した安心・安全な社会の創生に向けた動きも活発になっております。

一方で少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に伴い、企業においては社員の多様な働き方を認め・促進することが求められております。IP電話及びスマートフォンの普及により法人向け市場においても、BYOD（Bring Your Own Device：私物スマートフォンの業務利用）の導入、オフィスの省スペース化といった通信費をはじめとするコストダウンの実現や、ライフスタイルに合った働き方が選択できる環境が整ってきました。

こうした状況の下、当社では以下のとおり事業を展開してまいりました。

#### [通信システム・ソリューション]

通信システム・ソリューションにおいては、昨年度来のプロジェクトである大手通信事業者向けの自動応答システムの機能拡張案件を継続して受注いたしました。また、大規模コールセンター向けにSIPサーバー、通話録音及び音声認識に関するライセンス販売が増加いたしました。

IP電話サーバーの相互接続を実現するためのセッション・ボーダー・コントローラー (SBC) 製品については、IP電話利用者が増加していることを背景として、大手通信事業者より大口の追加発注がありました。当事業年度末には、NFV (Network Functions Virtualization: 機能仮想化) 対応への足がかりとなる、ハードウェアに依存しないソフトウェアSBC製品を出荷いたしました。

保守サポートについては、継続案件の確実な更改に加え、海外ベンダー製品の日本国内顧客に対する保守業務を請け負う契約を新規に締結したことにより堅調に推移いたしました。

以上の結果、通信システム・ソリューション分野における売上高は1,955,596千円となりました。

#### [セキュリティ・ソリューション]

セキュリティ・ソリューションにおいては、昨年度に引き続き、IP電話ネットワークで利用される多種にわたる通信システムに対するセキュリティ診断サービスを中心に受注が伸びました。携帯通信事業者のLTE網で提供される音声サービス (VoLTE) の商用サービスが開始されたことで、データ網のみならず音声網のIP化が進みました。これに伴い大手携帯通信事業者におけるセキュリティ対策案件を新たに獲得いたしました。

さらに、当事業年度におきましては、通信事業者のデータ網を利用してスマートフォンで動作するサービスを提供するMVNOや、遠隔会議システムを提供する非通信事業者等からの引き合いを受けて一部受注につなげ、ビジネスの範囲を拡大しております。

また、本セキュリティビジネスは国内のみならず全世界を見渡しても競合企業がほとんどおらず、海外からも注目を集め始めております。当事業年度の初夏には当社のフォレンジック製品 (NX-C6000/NX-C6500) の新規性が評価され、米国カリフォルニア州に本社を置き通信機器の試験機を多数提供しているIxia社との技術パートナー契約を締結いたしました。当事業

年度末に開催された通信業界における世界最大の展示会である「Mobile World Congress」には欧州のパートナーであるBlueTC社と共同で出展し、次年度以降の海外向け展開の下地作りを進めてまいりました。「日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC）」においても理事・幹事を務め、セキュリティ対策の啓発を行っております。

以上の結果、セキュリティ・ソリューション分野の売上高は306,783千円となりました。

#### [エンタープライズ・ソリューション]

エンタープライズ・ソリューションにおいては、ティアック株式会社より事業譲受したボイスロギング事業の顧客引き継ぎを完了し、収益向上に貢献いたしました。緊急性の高い通話など、即時に通話内容の確認を必要とする消防・航空管制、鉄道及び電力・ガス等の指令センター向け案件など幅広い引き合いがあることから、販売チャネルの拡大により事業基盤強化につなげております。

第2四半期累計期間には、大企業が所有する大規模PBX更改案件を受注し、当社製品「NX-C1000」にて大企業向け電話機能の提供に加えて、Microsoft Lyncとの連携機能を実現いたしました。一方で企業向けIP電話システムとして利用実績の高いSIPサーバーである当社製品「NX-E1000」は当事業年度においてもコールセンターを有する企業や複数の地方自治体に導入が進んでおります。

クラウドサービスにおいては、スマートフォンの普及と企業の通話料コスト削減の要請という動向から、パートナー企業との連携による引き合いが増えました。大手外資系穀物商社向けに当社の「U<sup>3</sup> Voice（ユーキューブ ボイス） オフィスタイプ」が採用され、第4四半期会計期間においてサービスが開始されました。

以上の結果、エンタープライズ・ソリューション分野の売上高は628,168千円となりました。

以上3分野の取り組みの結果、当事業年度における当社の業績につきましては、売上高2,890,548千円、売上総利益1,135,810千円、営業利益153,820千円となりました。

また、営業外収益としてボイスロギング製品について譲受先からの受取開発負担金7,000千円を計上したこと等により経常利益153,728千円、特別損失として本社移転費用10,730千円を計上したこと等により当期純利益125,440千円となりました。

なお、当社は決算期を変更（12月31日を3月31日に）しており、当事業年度は決算期変更に伴う15ヶ月の変則決算となるため、文中の前年同期比の記載は行っておりません。

ただし、当期の利益面の向上につきましては、各ソリューションにおける全体売上に占める利益率の高いライセンス販売の割合が例年以上に高く推移したこと、ボイスロギング事業譲受等によるスケールメリットの効果が徐々に出てきたこと、収益性の低い受託開発の見直しを行ったこと等の収益改善施策により、事業譲受を含む事業拡大を見込んだ人員増及び、品質管理強化によるコスト増加を吸収したことなどであります。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、349,893千円で、これは主に本社移転に伴う設備の新設及び販売用ソフトウェアライセンス取得のための投資であります。

## ③ 資金調達の状況

経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社とティアック株式会社は、ティアック株式会社の保有するボイスロギング事業を当社に事業譲渡することに関して、平成26年1月16日付にて基本合意書を締結し、平成26年3月31日付をもって事業の譲受けを行いました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 11 期<br>(平成23年12月期) | 第 12 期<br>(平成24年12月期) | 第 13 期<br>(平成25年12月期) | 第 14 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 1,950,824             | 2,112,113             | 2,061,992             | 2,890,548                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 69,232                | 83,956                | 38,767                | 125,440                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 3,576.85              | 4,326.30              | 19.86                 | 64.03                           |
| 総 資 産 (千円)     | 1,760,800             | 1,793,350             | 1,936,135             | 1,971,218                       |
| 純 資 産 (千円)     | 957,441               | 1,043,102             | 1,084,620             | 1,213,391                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 49,452.04             | 53,495.19             | 553.83                | 617.52                          |

- (注) 1. 当社は平成25年5月23日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第14期は決算期変更により、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヶ月の変則決算となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は親会社を有していません。

#### ② 重要な子会社の状況

当社は子会社を有していません。

### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業である通信サービス分野においては、通信事業者をはじめとする各種サービス事業者間での価格競争や商品及びサービスの差別化競争が厳しさを増す一方、各社の製品開発や技術革新に向けた取り組みは、一層加速しています。こうした中、当社が創業以来培ってきたSIP/VoIP技術の市場はますます広がっており、今後も当社の事業機会は拡大していくものと認識しております。

このような状況の下、当社が今後対処すべき課題は以下のとおりです。

#### ① 事業領域及び顧客層の拡大

当社の売上の大半は、通信事業者向けの高度なSIP/VoIPソリューション販売によってもたらされており、今後も当社の継続的な成長の中心的役割を担うものと見込んでおります。

しかしながら、特定の通信事業者に対する売上比率が大きい現状からの脱却を図るべく、売上は伸ばしつつも顧客層の偏りを軽減していくことが、通信システム・ソリューション事業において取り組むべき課題と認識しております。また、将来の事業拡大のためには、成長著しいスマートフォン市場でニーズの高いクラウドサービスや、通信業界における重要性が年々増しているセキュリティ事業のさらなる飛躍をするために、法人向けに展開する製品ラインナップの拡充及びパートナーシップの深耕・拡充が不可欠であると認識しております。当事業年度において事業譲受したボイスロギング事業では、これまで取引関係のなかった消防・航空管制、鉄道及び電力・ガス等の新規顧客を獲得いたしました。今後も法人向けに展開していくため、顧客層の拡大を進めてまいります。

当社の長年培った技術力をもとに製品・サービス提供体制の一層の充実を図り、国内外の既存パートナー企業との連携強化及び新規パートナー企業の開拓はもとより、M&A等（買収、合併、営業の譲渡・譲受、事業投資）も視野に入れて新規製品ラインナップの整備や海外市場を含めた販売チャネルの拡大に努めてまいります。

## ② 新製品の企画開発

スマートフォン市場やクラウドコンピューティングの発展に伴い、それらの変化に対応した新しいサービスや新製品の提供が急務となっております。付加価値機能の追加など、既存製品を充実させるとともに、幅広い環境で活用できる新製品の開発を推し進めてゆくことが、重要な課題であります。

顧客企業は情報通信システム投資の検討には費用対効果を意識し、また短納期を望む傾向が強くなってきております。このような環境下で、当社は自社開発製品での提供にこだわることなく国内外のベンダーが既に所有している高い技術・製品を発掘し、それらを自社開発製品と組み合わせることにより、顧客企業のニーズに合致しやすい製品提供が可能になると考えております。

産学連携の取り組みとして、静岡大学及び長岡技術科学大学と共同で、実環境下での自然な会話のやり取り（自然発話）の音声認識や感情分析等の技術検討に着手し、今後は共同研究の成果を当社のボイスメールシステムや通話録音ソリューションに取り入れ、顧客企業が所有する音声データの高付加価値化に取り組んでまいります。

また、既存製品については、様々な需要に対応していくことにより、製品の種類が増えていく傾向にあります。戦略製品に集中投資することにより、多くの顧客企業に魅力ある製品を利用していただけのようにするなど、既存製品をさらに磨き上げていく取り組みも進めてまいります。

## ③ 収益力の向上

当社事業における売上規模の拡大とコストの適正化による利益率の向上は、今後の業績改善のための重要な課題であると認識しております。

受注拡大に向け、国内外の販売パートナーやソリューションパートナーとの連携を強化し、効率的な販路拡大を目指してまいります。また、年々多様化する傾向のある顧客需要に備え、あらゆるシーンで対応可能なソリューション・サービスの改善、開発を進め、当社が技術的優位性を発揮できる市場に注力いたします。

利益率向上に向けては、当社の既存技術やソフトウェア製品を有効活用したソリューション販売を強化し、利益率の高いライセンスビジネスを確立するとともに、経営管理体制の強化に努め、継続的なコストの見直しと組織体制や事業活動の効率化を推し進めてまいります。



当事業年度において事業譲受したボイスロギング事業の軸製品であるハードウェア製品は、ソフトウェア製品として再設計した上で、クラウド対応やIP対応をすることで製品競争力だけでなく、ライセンスビジネスを展開することにより収益力を高めてまいります。

#### ④ 品質向上に向けた活動

当社の主要事業である通信事業者向けソフトウェア開発においては、通信事業者の厳しいサービス運用基準への適合が要求されるため、品質の確保は当社にとって重要な課題であると認識しております。

当社では、より高いレベルでの品質確保のため、専任の品質管理担当を設け、全ての開発プロジェクトに適用する品質プロセスを構築・管理し、製品出荷時に独立かつ客観的な立場から出荷可否の判定を行う「出荷判定会議」を実施し、品質の担保に努めております。

また、製品品質にとどまらず、顧客対応や管理業務等も含めた業務品質向上を全社的なテーマとしており、より一層の品質向上に向けた活動を全社を挙げて継続的に実施してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社の事業は、音声を中心とする通信技術に関するソリューション提供を行う単一セグメントとなっており、大手通信事業者向けの高度なソリューション事業を中核としておりますが、その開発で蓄積してきた技術・経験を活かして、大手顧客を中心とするビジネスユース向けにもIP-PBX、通信事業者接続用ゲートウェイ、コールセンター、通話録音、音声認識、ユニファイドコミュニケーションとの連携などのソリューションを展開しております。

また、情報通信関連の技術やネットワーク環境の急速な発展に伴い、近年においては、より高度で広汎なサービスの提供に対応すべく、さまざまな新規開発製品やサービスの提供に努めており、事業領域としては、セキュリティ関連やエンタープライズ向けソリューション、クラウドサービスの提供といった事業にも注力し、通信事業に関わる広範な分野での取り組みを行っております。

なお、当社では昨今の顧客のニーズや事業構造の変化に対応するため、「通信システム・ソリューション」「セキュリティ・ソリューション」「エンタープライズ・ソリューション」の区分で記載しております。

- ・通信システム・ソリューション

大手通信事業者向けのSIP/VoIPソリューションの提供及び日本全国対応可能な体制を構築して保守・サポート業務を行っております。なお、提供するソリューションは自社開発の製品（NX-Cシリーズ）、及び国内外の他社ベンダー製品を取り扱っております。特に当社は、海外ベンダー製品を国内ユーザーのニーズに対応させる経験を創業当初から蓄積しており、そのノウハウを保有していることが強みとなっております。

- ・セキュリティ・ソリューション

海外ベンダー製のSIP/VoIPソリューションを国内通信事業者に適合するよう仕様調整し導入した経験や、大手通信事業者向けのSIP/VoIPソリューションを自社開発した経験から得られた知見に基づき、セキュリティ製品（NX-C6000、6500等）の開発・販売、及びセキュリティ診断サービスを行っております。その対象は大手通信事業者から一般企業までとなっております。今後は、自社製品とパートナー企業の製品との連携による統合ソリューションの提供等、取り扱い製品の範囲を拡大していくための活動を進めております。また、海外展開も含め販路拡大に向けた取り組みを実施しております。

- ・エンタープライズ・ソリューション

光IP回線の普及に伴うIP通信サービス利用者の増加やクラウドソリューションのニーズ拡大を背景として、様々な回線種別に対応可能な通話録音装置（LAシリーズ等）、企業向け当社製品であるSIPサーバー（NX-Eシリーズ）の販売・サービス等を行っております。また、スマートフォンやタブレット端末対応の通信サービスや、クラウドを利用した付加価値サービスも行っております。

当社の主たる製品は以下のとおりです。

- ・セッション・ボーダー・コントローラー（SBC） 「NX-B5000」
- ・大規模クラウドPBX/SIPサーバー 「NX-C1000」
- ・第三者呼制御サーバー 「NX-C2000」 「NX-C2100」
- ・SIP脆弱性攻撃防御サーバー 「NX-C6000」 「NX-C6500」
- ・通信事業者ネットワーク監視システム 「NX-C7000」
- ・企業向けSIPサーバー 「NX-E1000」 「NX-E1010」
- ・M2M接続サーバー 「NX-M1000」

- ・ハイブリッドIMSシステム 「NXI」
- ・通話録音装置 「VoIS」 「VP-101N」 「VP-500」 「LA-1000」 「LA-5000」 「LA-7000（旧製品名：NX-C3000）」

(6) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

本店 東京都千代田区神田小川町一丁目8番3号  
 本社 東京都港区白金一丁目27番6号  
 西日本営業所 大阪府大阪市中央区平野町三丁目3番10号

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 89（12）名 | 7名増（1名減）  | 42.1歳 | 5.4年   |

（注）使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 113,200千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 80,561千円  |
| 株式会社みずほ銀行  | 55,200千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年10月14日付をもって、本社を東京都港区白金一丁目27番6号に移転いたしました。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,963,400株
- (3) 株主数 1,148名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名               | 持 株 数(株) | 持 株 比 率(%) |
|---------------------|----------|------------|
| サ ク サ 株 式 会 社       | 550,000  | 28.01      |
| 日商エレクトロニクス株式会社      | 379,600  | 19.33      |
| 中 谷 宅 雄             | 159,000  | 8.09       |
| 大 西 新 二             | 61,100   | 3.11       |
| カブドットコム証券株式会社       | 45,700   | 2.32       |
| 株 式 会 社 S B I 証 券   | 42,700   | 2.17       |
| 渡 辺 俊 一             | 42,000   | 2.13       |
| ネクストジェン従業員持株会       | 39,500   | 2.01       |
| 松 井 証 券 株 式 会 社     | 20,600   | 1.04       |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 | 18,900   | 0.96       |

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                                   |                                                 |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成18年4月27日                                        | 平成27年3月19日                                      |
| 新株予約権の数                |                   | 117個                                              | 70個                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 11,700株<br>(新株予約権1個につき 100株)                 | 普通株式 7,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                               | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 98,000円<br>(1株当たり 980円)                | 新株予約権1個当たり 136,000円<br>(1株当たり 1,360円)           |
| 権利行使期間                 |                   | 平成18年4月28日から<br>平成28年4月27日まで                      | 平成30年3月20日から<br>平成32年3月19日まで                    |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 : 117個<br>目的となる株式数 : 11,700株<br>保有者数 : 1人 | 新株予約権の数 : 70個<br>目的となる株式数 : 7,000株<br>保有者数 : 1人 |

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       |                                                    |
|------------------------|-------|----------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 平成27年3月19日                                         |
| 新株予約権の数                |       | 450個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 45,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)                  |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり 136,000円<br>(1株当たり 1,360円)              |
| 権利行使期間                 |       | 平成30年3月20日から<br>平成32年3月19日まで                       |
| 使用人等<br>への交付<br>状況     | 当社使用人 | 新株予約権の数 : 450個<br>目的となる株式数 : 45,000株<br>交付者数 : 58人 |

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|----------|------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 大西新二 |                                                          |
| 取締役      | 土屋博一 |                                                          |
| 取締役      | 天田貴之 | 管理本部長                                                    |
| 取締役      | 牧野昌彦 | サクサ株式会社 執行役員SI事業統括本部長                                    |
| 常勤監査役    | 飛田和男 |                                                          |
| 常勤監査役    | 渡辺俊一 |                                                          |
| 監査役      | 出澤秀二 | 出澤総合法律事務所 代表弁護士<br>ビジョン株式会社 監査役<br>株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役 |

- (注) 1. 取締役牧野昌彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役飛田和男氏及び出澤秀二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役飛田和男氏は、長年にわたり、他社において財務経理部門の責任者の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役飛田和男氏及び出澤秀二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 会社における地位 | 氏名  | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-----|--------------|
| 監査役      | 金克能 |              |

- (注) 金克能氏は、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。なお、監査役の退任時の担当及び重要な兼職はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(－)  | 62,528千円<br>(－)        |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2名) | 23,610千円<br>(15,150千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(2名) | 86,138千円<br>(15,150千円) |

- (注) 1. 上記には、平成26年3月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりませんので員数に含めておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額として、128千円が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月30日開催の第6回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役牧野昌彦氏は、サクサ株式会社の執行役員SI事業統括本部長を兼任しております。なお、サクサ株式会社は当社のその他の関係会社かつ主要株主であり、当社との間に製品販売及び開発業務委託等の取引関係があります。
  - 監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表弁護士、ピジョン株式会社及び株式会社ファンコミュニケーションズの監査役を兼任しております。なお、当社と出澤総合法律事務所、ピジョン株式会社及び株式会社ファンコミュニケーションズとの間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|          | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 牧野昌彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席いたしました。主に通信事業分野における豊富な経験と知見から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。</p>                                                              |
| 監査役 飛田和男 | <p>当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会15回すべてに出席いたしました。主に他社の財務経理責任者としての財務経理に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、良質なコーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。</p> |
| 監査役 出澤秀二 | <p>当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会15回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての法務に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。</p>                |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項及び定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 親会社または子会社からの報酬等の総額

当社は親会社または子会社を有しておりません。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 東陽監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、平成26年3月25日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不信任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成27年4月24日）

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
- ② 取締役の職務執行については、毎月一回以上開催される取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- ③ 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- ④ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、全社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ⑤ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告できる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査役会に報告され、全社に周知することとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

本部長会議を定期的開催し、管理者より各本部の事業活動状況を報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに、経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当事業に係るリスクについての管理体制を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理担当取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小限に止めるための管理体制を構築する。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、毎月一回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

また、迅速な経営意思決定プロセスと適切な業務執行を図るため、代表取締役社長、常勤取締役及び各部門長で構成される経営会議を設置し、原則毎週一回業務執行における重要事項について審議及び検討を行い、取締役会を補完する。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役と監査役の間で協議の上、決定することとする。

**(6) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査役が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査役会の同意をもって決定することとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役は、取締役会をはじめ社内の重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、必要に応じた対応策等について、取締役会にて報告・協議することとする。

監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) **監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は代表取締役と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査役が監査に必要と判断した社内の重要文書及びその他の資料、情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。

(10) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、役職員行動規範マニュアルに明文化して社内の周知徹底を図る。

また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

(注) 監査報告において相当性を表明する内部統制システムの基本方針は、当事業年度中に存在した改定前の基本方針であります。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、具体的には、剰余金が一定水準に達した段階で配当による株主に対する利益還元を検討することを基本方針としております。

なお、当期の配当につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため、無配とさせていただきます。

今後とも財務体質及び経営基盤の健全化を図り、ご期待に沿うべく業績の向上と早期の配当を目指してまいります。

なお当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部           |           |
| 流 動 資 産     | 1,344,591 | 流 動 負 債           | 513,649   |
| 現金及び預金      | 424,904   | 買 掛 金             | 197,154   |
| 売 掛 金       | 718,780   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 201,324   |
| 製 品         | 64,550    | 未 払 金             | 32,472    |
| 仕 掛 品       | 20,395    | 未 払 費 用           | 10,965    |
| 原 材 料       | 61,222    | 未払法人税等            | 14,194    |
| 前払費用        | 27,988    | 未払消費税等            | 32,296    |
| 繰延税金資産      | 26,424    | 前 受 金             | 18,781    |
| そ の 他       | 683       | 預 り 金             | 6,359     |
| 貸倒引当金       | △359      | 製品保証引当金           | 100       |
| 固 定 資 産     | 626,627   | 固 定 負 債           | 244,177   |
| 有 形 固 定 資 産 | 58,290    | 長 期 借 入 金         | 234,953   |
| 建 物         | 25,538    | 資 産 除 去 債 務       | 9,224     |
| 工具、器具及び備品   | 32,752    | 負 債 合 計           | 757,826   |
| 無 形 固 定 資 産 | 519,982   | 純 資 産 の 部         |           |
| の れ ん       | 55,817    | 株 主 資 本           | 1,212,440 |
| ソフトウェア      | 302,800   | 資 本 金             | 491,813   |
| ソフトウェア仮勘定   | 161,364   | 資 本 剰 余 金         | 441,813   |
| 投資その他の資産    | 48,354    | 資 本 準 備 金         | 441,813   |
| 差入保証金       | 47,075    | 利 益 剰 余 金         | 278,814   |
| 繰延税金資産      | 1,269     | 利 益 準 備 金         | 490       |
| そ の 他       | 2,621     | その他利益剰余金          | 278,324   |
| 貸倒引当金       | △2,611    | 繰越利益剰余金           | 278,324   |
| 資 産 合 計     | 1,971,218 | 新 株 予 約 権         | 951       |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 1,213,391 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 1,971,218 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成26年1月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 2,890,548 |
| 売 上 原 価               | 1,754,738 |
| 売 上 総 利 益             | 1,135,810 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 981,989   |
| 営 業 利 益               | 153,820   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 162       |
| 為 替 差 益               | 821       |
| 受 取 開 発 負 担 金         | 7,000     |
| そ の 他                 | 77        |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 8,154     |
| 経 常 利 益               | 153,728   |
| 特 別 損 失               |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 118       |
| 本 社 移 転 費 用           | 10,730    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 142,878   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,047    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,391     |
| 当 期 純 利 益             | 125,440   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |             |           |                                 |             |             | 新株予約権 | 純 資 産 計 合 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|---------------------------------|-------------|-------------|-------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剩 余 金 |             | 利 益 剩 余 金 |                                 |             | 株 主 資 本 計 合 |       |           |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金計<br>合 |             |       |           |
| 当 事 業 年 度 の<br>期 首 残 高      | 490,623 | 440,623   | 440,623     | 490       | 152,884                         | 153,374     | 1,084,620   | —     | 1,084,620 |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額        |         |           |             |           |                                 |             |             |       |           |
| 新 株 の 発 行                   | 1,190   | 1,190     | 1,190       |           |                                 |             | 2,380       |       | 2,380     |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |             |           | 125,440                         | 125,440     | 125,440     |       | 125,440   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) |         |           |             |           |                                 |             |             | 951   | 951       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額<br>合 計    | 1,190   | 1,190     | 1,190       | —         | 125,440                         | 125,440     | 127,820     | 951   | 128,771   |
| 当 事 業 年 度 の<br>期 末 残 高      | 491,813 | 441,813   | 441,813     | 490       | 278,324                         | 278,814     | 1,212,440   | 951   | 1,213,391 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間(3年)に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(リース資産を除く)

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用としております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）を採用し、その他の契約については工事完成基準を採用しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 193,790千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権            | 230,465千円 |
| 短期金銭債務            | 27,461千円  |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

|           |           |
|-----------|-----------|
| 売上高       | 792,785千円 |
| 仕入高       | 27,177千円  |
| その他の営業取引高 | 178,335千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当 事 業 年 度<br>増 加<br>(株) | 当 事 業 年 度<br>減 少<br>(株) | 当 事 業 年 度 末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 発行済株式 |                       |                         |                         |                           |
| 普通株式  | 1,958,400             | 5,000                   | —                       | 1,963,400                 |
| 自己株式  |                       |                         |                         |                           |
| 普通株式  | —                     | —                       | —                       | —                         |

(普通株式の発行済株式の総数の増加の内訳)

|             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 平成26年9月5日   | 新株予約権行使 | 300株   |
| 平成26年12月15日 | 新株予約権行使 | 1,500株 |
| 平成27年2月25日  | 新株予約権行使 | 2,500株 |
| 平成27年2月28日  | 新株予約権行使 | 700株   |

### 2. 新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 14,600株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）      |           |
| たな卸資産評価損        | 6,036千円   |
| 資産調整勘定          | 4,766千円   |
| 未払事業税           | 1,472千円   |
| 未払賞与            | 3,310千円   |
| 未払賃借料           | 4,417千円   |
| 繰越欠損金           | 12,719千円  |
| その他             | 1,016千円   |
| 繰延税金資産（流動）小計    | 33,738千円  |
| 評価性引当額          | △7,314千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計    | 26,424千円  |
| 繰延税金資産（固定）      |           |
| 減価償却費           | 3,710千円   |
| 資産調整勘定          | 12,805千円  |
| 資産除去債務          | 2,983千円   |
| その他             | 721千円     |
| 繰延税金資産（固定）小計    | 20,220千円  |
| 評価性引当額          | △15,520千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計    | 4,700千円   |
| 繰延税金負債（固定）      |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 2,780千円   |
| その他             | 650千円     |
| 繰延税金負債（固定）合計    | 3,431千円   |

(注) 貸借対照表に表示される繰延税金資産の純額は、次のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| 繰延税金資産（流動） | 26,424千円 |
| 繰延税金資産（固定） | 1,269千円  |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金を中心に行い、資金調達は金融機関等からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日でありませ

ず。  
長期借入金は、主に運転資金を目的としたものであります。長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、担当部署が毎月の返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については与信管理規程に従い、財務経理担当者が取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各部門が主要な取引先の状況を随時モニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握等により信用リスクの軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照

また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

|     |           | 貸借対照表計上額<br>※1 | 時 価<br>※1   | 差 額    |
|-----|-----------|----------------|-------------|--------|
| (1) | 現金及び預金    | 424,904千円      | 424,904千円   | —      |
| (2) | 売掛金       | 718,780千円      | 718,780千円   | —      |
| (3) | 買掛金       | (197,154千円)    | (197,154千円) | —      |
| (4) | 未払金       | (32,472千円)     | (32,472千円)  | —      |
| (5) | 長期借入金(※2) | (436,277千円)    | (436,342千円) | (65千円) |

※1. 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)買掛金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間での市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分        | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 差入保証金 (※) | 47,075千円 |

(※) 賃貸期間の延長可能な契約に係る敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

| 種類       | 会社等の名称         | 所在地     | 資本又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容                                       | 議決権等の所有割合<br>(被所有) (%) | 関連当事者との関係        | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|----------|----------------|---------|------------------|---------------------------------------------|------------------------|------------------|--------------------|--------------|------|--------------|
| その他の関係会社 | サクサ株式会社        | 東京都港区   | 10,700           | 情報通信システムの機器及び部品の開発、製造及び販売並びにこれらに付帯するサービスの提供 | (被所有) 直接 28.0          | 販売パートナー<br>開発委託先 | ソフトウェアの販売及び保守サポート等 | 792,785      | 売掛金  | 230,465      |
|          |                |         |                  |                                             |                        |                  | ソフトウェアの開発委託等       | 178,335      | 買掛金  | 27,461       |
| 主要株主     | 日商エレクトロニクス株式会社 | 東京都千代田区 | 14,336           | ITソリューション・サービス事業                            | (被所有) 直接 19.3          | 販売パートナー          | ソフトウェアの販売及び保守サポート等 | 442,327      | 売掛金  | 181,776      |
|          |                |         |                  |                                             |                        |                  | ネットワーク機器の仕入        | 90           | 前受金  | 3,693        |
|          |                |         |                  |                                             |                        |                  | 外注委託費              | 82,743       | 前払費用 | 721          |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 617円52銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 64円03銭  |

## 企業結合に関する注記

取得による企業結合（事業譲受）

### 1. 企業結合の概要

当社は、ティアック株式会社より、ティアック株式会社の保有するボイスロギング事業を譲り受けることに関して、平成26年1月16日付にて基本合意書を締結し、平成26年3月31日をもって事業の譲り受けを行いました。

#### (1) 事業譲受に係る相手先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 : ティアック株式会社  
事業の内容 : ボイスロギング事業

#### (2) 事業譲受を行った主な理由

コンプライアンス強化と顧客サービス向上のニーズを背景に通話録音ソリューション市場の拡大が見込まれる中、当社が当該事業を譲り受けることにより、当該事業の商品ラインナップ・販売チャネルの拡大による事業基盤等の強化が見込めると判断いたしました。

#### (3) 企業結合日

平成26年3月31日

#### (4) 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年3月31日から平成27年3月31日

#### (5) 企業結合の法的形式

事業譲受

### 2. 取得した事業の取得原価及びその内訳

|            |           |
|------------|-----------|
| 取得の対価      | 125,000千円 |
| 取得に直接要した費用 | 2,500千円   |
| 取得原価       | 127,500千円 |

### 3. 事業譲渡契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

#### (1) 条件付取得対価の内容

条件付取得対価の上限は250,000千円とし、同社の前年度の業績達成度、今後の業績達成度に応じて増減する契約となっております。

#### (2) 会計方針

取得対価の増減が発生した場合には、取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

発生したのれんの金額 69,757千円  
発生原因 ボイスロギング事業の事業展開によって期待される、将来の超過収益力であります。  
償却方法及び償却期間 のれんの金額については、5年間で均等償却いたします。

### 5. 企業結合日に受け入れた資産の額及びその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 52,357千円 |
| 固定資産 | 342千円    |
| 資産合計 | 52,699千円 |



6. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額とその算定方法  
概算額の算定が困難であるため、影響額の記載はしておりません。

**その他の注記**

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 金 野 栄太郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 松 本 直 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの平成26年1月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月21日

株式会社ネクストジェン 監査役会

常勤監査役 飛田 和男 ⑩  
(社外監査役)

常勤監査役 渡辺 俊一 ⑩

社外監査役 出澤 秀二 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）に追加を行い、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- ② 当社は、業務拡大に伴い人員増、本社機能の強化及び業務の効率化を図るため、平成26年10月に本社機能を東京都千代田区から東京都港区白金一丁目27番6号に移転いたしました。これに合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項（取締役の責任免除）及び第39条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条第2項（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                            |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                           | 第1章 総則                                           |
| (目的)                                             | (目的)                                             |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                         | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                         |
| 1. 電気通信事業                                        | 1. 電気通信事業                                        |
| 2. 通信技術に関するコンサルティング業務                            | 2. 通信技術に関するコンサルティング業務                            |
| 3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、賃貸、販売及び輸出入 | 3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、賃貸、販売及び輸出入 |
| 4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入           | 4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務</p> <p>6. 前3号に関するコンサルティング業務</p> <p>7. 労働者派遣事業<br/>(新設)</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の業務<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務</p> <p>6. 前3号に関するコンサルティング業務</p> <p>7. 労働者派遣事業</p> <p><u>8. 電気通信工業業</u></p> <p>9. 前各号に付帯する一切の業務<br/>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おにし しんじ<br>大西 新二<br>(昭和41年3月7日生)   | 平成元年4月 日本電信電話株式会社入社<br>平成13年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 担当課長<br>平成14年4月 当社入社 執行役員技術部門長<br>平成17年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>平成23年5月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                       | 61,100株       |
| 2     | あまだ たかゆき<br>天田 貴之<br>(昭和43年4月17日生) | 平成4年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行<br>平成12年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社<br>平成21年8月 株式会社コムサル入社<br>平成24年3月 当社社外監査役<br>平成24年10月 ディーエイチエル・ジャパン株式会社入社<br>平成25年3月 当社監査役辞任<br>平成25年11月 当社入社<br>平成26年1月 当社管理本部長(現任)<br>平成26年3月 当社取締役(現任) | 700株          |

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | まきの まさひこ<br>牧野 昌彦<br>(昭和38年2月9日生) | <p>昭和61年4月 株式会社田村電機製作所(現 サクサ株式会社) 入社</p> <p>平成16年4月 同社と株式会社大興電機製作所の共同新設分割により、サクサ株式会社が設立されるのに伴い、同社へ入社</p> <p>平成18年4月 同社経営企画部経営企画担当部長</p> <p>平成19年11月 同社システムソリューション事業部技術本部第1商品開発部長</p> <p>平成21年4月 同社SE本部長</p> <p>平成24年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成24年4月 サクサ株式会社執行役員事業戦略推進本部事業企画部長</p> <p>平成24年5月 サクサシステムエンジニアリング株式会社取締役</p> <p>平成25年4月 サクサ株式会社執行役員SI事業統括本部長</p> <p>平成27年4月 サクサ株式会社執行役員SI事業部長(現任)</p> | -株            |

- (注) 1. 社外取締役候補者牧野昌彦氏は、サクサ株式会社執行役員SI事業部長を兼任しており、当社は同社との間に製品販売取引及び当社から開発・検証関係の業務委託取引があります。  
他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牧野昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牧野昌彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年3ヶ月であります。
4. 牧野昌彦氏を社外取締役候補者とした理由は、サクサ株式会社において通信事業分野における豊富な経験と知見があり、また当社の事業内容を深く理解されていることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断したためであります。
5. 当社と牧野昌彦氏との間で、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。



### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | わたなべ としかず<br>渡辺 俊一<br>(昭和29年12月21日生) | 昭和52年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社<br>平成9年4月 NTTコミュニケーションウェア株式会社(現 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社)入社<br>平成13年7月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社入社<br>平成14年4月 当社入社 執行役員営業部長CMO<br>平成18年2月 当社人事・総務グループリーダー<br>平成20年1月 当社第一営業本部本部長<br>平成26年1月 当社営業統括本部シニアマネージャー<br>平成26年3月 当社常勤監査役(現任) | 42,000株       |
| 2     | ※みむらせつ<br>三村 撰<br>(昭和38年7月13日生)      | 平成元年10月 有限責任監査法人トーマツ入所<br>平成5年4月 公認会計士登録<br>平成10年8月 三村会計事務所入所(現任)<br>平成11年3月 宝印刷株式会社顧問<br>平成15年6月 ソマール株式会社取締役(現任)                                                                                                                                           | 一株            |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | ※<br>たなか たつや<br>田中達也<br>(昭和50年7月30日生) | 平成14年10月 弁護士登録<br>平成14年10月 牛島総合法律事務所入所<br>平成17年6月 佐藤総合法律事務所入所<br>平成21年2月 熊谷・田中法律事務所(現 熊谷・田中・津田法律事務所) 開設<br>パートナー(現任)<br>平成24年2月 ピクシブ株式会社取締役(現任)<br>ピクシブマーケティング株式会社<br>取締役(現任)<br>ピクシブプロダクション株式会<br>社取締役(現任)<br>平成24年11月 株式会社アニメイトグループ(現<br>株式会社アニメイトホールディ<br>ングス) 監査役(現任)<br>平成25年8月 キュア株式会社取締役(現任)<br>平成26年1月 竹本容器株式会社社外取締役(現<br>任) | -株            |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 三村撰氏及び田中達也氏は、社外監査役候補者であります。
4. 三村撰氏及び田中達也氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 三村撰氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役及び顧問の経験を有していることから、当社の経営に対する的確な監査を行っていただけると判断したためです。
- (2) 田中達也氏は、弁護士としての法的な専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役及び監査役の経験を有していることから、当社の経営に対する的確な監査を行っていただけると判断したためです。
5. 三村撰氏及び田中達也氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は渡辺俊一氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 三村撰氏及び田中達也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

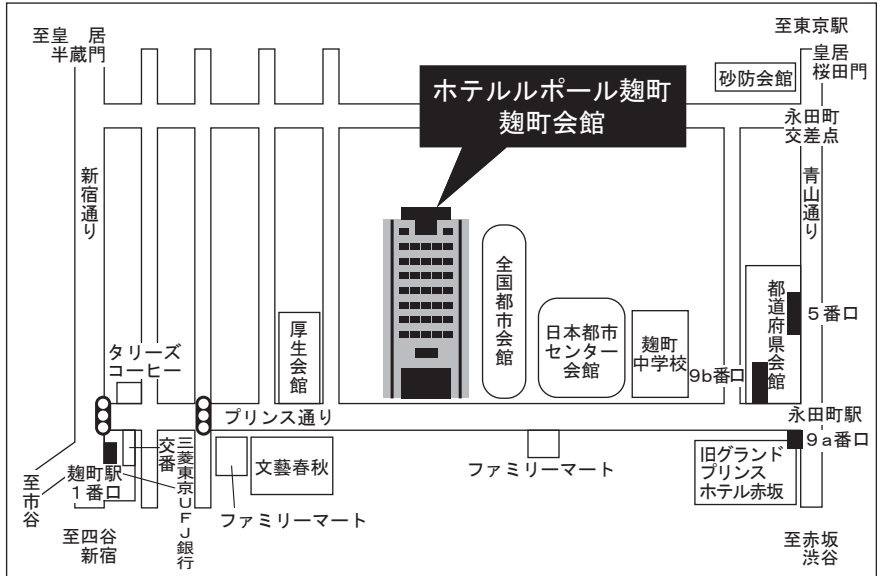
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| さとう はるき<br>佐藤 東樹<br>(昭和20年1月25日生) | 昭和43年4月 野村證券株式会社入社<br>平成5年12月 株式会社野村総合研究所へ転籍<br>秘書室長兼広報部長<br>平成10年6月 同社取締役<br>平成13年4月 NRIシェアードサービス株式会社代<br>表取締役副社長<br>平成17年6月 アルサコンサルタント事務所<br>代表(現任)<br>平成18年2月 株式会社エグゼクティブ・パー<br>トナーズ理事(現任)<br>平成18年6月 株式会社エイブル監査役<br>平成23年1月 株式会社エイブルリサーチイン<br>ターナショナル取締役<br>平成25年1月 同社顧問(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アルサコンサルタント事務所代表 | 一株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間でコンサルタント契約を締結しております。
2. 佐藤東樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐藤東樹氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる野村證券株式会社及び株式会社野村総合研究所での職務を通じ、経営に関する豊富な知識を有しているとともに、他社において取締役、監査役、顧問の経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
4. 当社は、佐藤東樹氏が監査役に就任することになる場合、同氏と会社法第427条第1項及び当社の定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

# 株主総会会場 ご案内図



ホテル ルポール麹町 2階 サファイアの間

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

☎ : (03) 3265-5365

交通 : 地下鉄 半蔵門線・有楽町線 永田町駅 (5番口) から徒歩6分  
南北線 永田町駅 (9b番口) から徒歩4分  
有楽町線 麹町駅 (1番口) から徒歩4分